

[事案 2021-40] がん給付金支払等請求

・令和3年12月7日 和解成立

<事案の概要>

約款上のがん該当しないことを理由に、がん給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いおよび保険料払込免除の適用を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腫瘍の治療を目的として入院し手術を受けたため、平成28年10月に契約した終身がん保険にもとづき、がん給付金の支払いと保険料払込免除を請求したところ、約款上のがん該当しないとして、給付金は支払われず保険料払込免除は認められなかった。しかし、医師からは「非常に珍しい悪性新生物」と言われていることから、がん給付金を支払い、保険料払込を免除してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款に定める悪性新生物については、厚生労働省大臣官房統計調査部発行の「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」や「国際疾病分類—腫瘍学第3版」の分類に従って給付金支払の可否を判断しているが、本腫瘍は約款上の悪性新生物に該当しない。
- (2)担当医師作成の診断書には「腫瘍(悪性新生物)」との記載があるが、約款上の悪性新生物に該当するか否かは、国際疾病分類により客観的に定められており、診断書の記載で結論が左右されるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。